

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 火薬庫の所有又は占有の免除の許可 |
| 概要 | 火薬類の製造業者又は販売業者は、専ら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有する必要があります。ただし、土地の事情等のためやむを得ない場合において市長の許可を受けたときは、火薬庫の所有又は占有が免除されます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第13条ただし書 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149) |
| 審査基準 | 土地の事情等のためやむを得ない場合として、火薬庫を他者と共有すること、火薬庫を所有若しくは占有せずに販売事業が行えること、又は火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行えることのいずれかに該当する必要があります。 ・火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について （平成10年3月30日立局第1号） |
| 標準処理期間 | 30日 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 消防局予防部規制課保安担当 |
| 提出時期 | 火薬庫の所有又は占有の免除の許可を受けようとするとき |
| 提出方法 | 所定の申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。 (https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85C1C2A5&houcd=H425909090005&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj) |
| 手数料 | 不要 |
| 相談窓口 | 消防局予防部規制課保安担当 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ |
| 備考 | |